

## 市税等の納付が便利になりました！

4月1日からコンビニ収納・ペイジー収納を開始します



### ●コンビニエンスストアでの納付

#### 【利用できる市税・保険料】

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料※ただし、一部の納付書ではコンビニエンスストアを利用することができません。バーコードが印刷されていない場合、納付額が30万円を超える場合、バーコードが読めない場合、金額が訂正されている場合は納付することができません。

### ●Pay-easy(ペイジー)での納付

ペイジーとは金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング(※事前に金融機関への申し込みが必要)、ATMを活用して納付できるサービスです。領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関および市役所窓口・コンビニエンスストアをご利用ください。

#### 【利用できる市税・保険料】

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料※ペイジーマークがついた納付書のみ利用可能

#### 【利用できる金融機関】

◆ATMを含むペイジーによる納付が可能な金融機関(順不同)  
三井住友銀行/三菱東京UFJ銀行/りそな銀行/みずほ銀行/近畿大阪銀行/ゆうちょ銀行/郵便局

◆ATMを除くペイジーによる納付が可能な金融機関(順不同)  
池田泉州銀行/みなと銀行/百十四銀行/関西アーバン銀行/兵庫信用金庫/尼崎信用金庫

#### 【納付方法】

Pay-easy(ペイジー)マークのある納付書に記載されている番号を、金融機関ATM、パソコン・携帯からインターネットバンキングのサイトに入力していただくだけで納付することができます。詳しい取り扱いについては、日本マルチペイメントネットワーク推進協会ホームページ(http://www.pay-easy.jp/)をご覧ください。

問い合わせ【市税】課税課管理係	☎38-2015
【保険料】保険課保険係	☎38-2035
保険課後期高齢者医療係	☎38-2037

## 固定資産税に係る縦覧

問い合わせ 課税課固定資産税係 ☎38-2017

平成26年度の固定資産税に係る縦覧を、次のとおり行います。  
**■縦覧期間** 4月1日～4月30日(平日・執務時間内) **■縦覧場所** 課税課南相談室(市役所南館1階) **■縦覧対象** 原則として固定資産税の納税者またはその代理人 **■必要な物** 本人確認のため、前年度の納税通知書・運転免許証・健康保険証等をご持参ください。※代理人のかたは、委任状も必要です。

## 固定資産税課台帳に新たに登録された価格に関する審査の申し出

問い合わせ 固定資産評価審査委員会 ☎38-2102

固定資産税課台帳に新たに登録された価格に不服がある場合は、4月1日(火)から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間、文書により芦屋市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

## 自動車公売のお知らせ

問い合わせ 債権管理課 ☎38-2014

市税等の滞納により差し押さえた自動車を、インターネットによる「せり売り」の方法で公売します。公売にはどなたでも参加できます。  
**【公売物件】** ■自動車1台 BMW(8シリーズ・850i)  
**【公売日程】** ■申し込み 4月14日・午後1時～30日・午後11時  
 ■せり 5月9日・午後1時～11日・午後11時 ※公売物件等の詳細につきましては、公売広報、市ホームページを参照してください。※公売物件の現物をご覧になりたいかたは上記へ

## 夜間(17:00～9:00)水道修理事当番表【4月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は下記へおたずねください。

●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へおたずねください。

●夜間の修理は、右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日
西岡設備工業所	22-6900	1、7、13、19、25
前忠工業(株)	31-8548	2、8、14、20、26
中央水道工務所	22-3552	3、16、22、28
原田商会	22-0706	4、10、23、29
越智商会	22-3708	5、11、17、30
(株)大阪商会	22-4446	6、12、18、24
(資)神明商会	22-3565	9、15、21、27

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

## 指定管理者を指定します

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

市では、4月1日(海浜公園のみ6月1日)から下記の施設について、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、指定管理者の指定を行います。

### 【指定管理者を指定する施設】

施設名称	指定管理者	指定期間	所管課
潮声屋交流センター	NPO法人 芦屋市国際交流協会	4月1日～ 平成31年3月31日	広報国際交流課 ☎38-2008
地区集会所 (13集会所)	芦屋市地区集会所 運営協議会連合会	4月1日～ 平成31年3月31日	市民参画課 ☎38-2007
あしや温泉	株式会社オーエンス	4月1日～ 平成29年3月31日	環境課 ☎38-2050
休日応急診療所	一般社団法人 芦屋市医師会	4月1日～ 平成31年3月31日	健康課 ☎31-1586
自転車駐車場 (阪神打出駅前、阪急芦屋川駅北、駅南月岩、駅南松ノ内、JR芦屋駅北、JR芦屋駅南1～9、阪神芦屋駅南、西)	ミディ総合管理 株式会社	4月1日～ 平成31年3月31日	都市建設部 総務課 ☎38-2063
総合公園	ミズノ・芦屋市体育協会・ 理研グリーン共同体	4月1日～ 平成31年3月31日	公園緑地課 ☎38-2065
美術博物館	小学館集英社 プロダクション共同体	4月1日～ 平成31年3月31日	生涯学習課 ☎38-2115
谷崎潤一郎記念館	読売・武庫川学院 事業連合体	4月1日～ 平成31年3月31日	
体育館・青少年センター 川西運動場(運動場) 西浜公園・東浜公園(庭球場)、芦屋中央公園(野球場・芝生広場等)	特定非営利活動法人 芦屋市体育協会	4月1日～ 平成31年3月31日	スポーツ推進課 ☎22-7910
朝日ヶ丘公園 (水泳プール等)	特定非営利活動法人 芦屋水練学校	4月1日～ 平成31年3月31日	
海浜公園 (水泳プール等)	OGS・エスキューブ・ NBS芦屋海浜公園水泳プール共同事業体	6月1日～ 平成31年3月31日	

## 海浜公園水泳プール大規模改修工事のお知らせ

■工事期間 4月1日～6月30日 ■内容 施設の老朽化に伴い、機械・電気設備のほか、施設の全体的な大規模改修を実施します。工事期間中は3カ月間を予定しており期間中は一時閉館となります。ご利用者の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、7月1日(火)にはリニューアルオープンすると同時に「OGS・エスキューブ・NBS芦屋海浜公園水泳プール共同事業体」が新たな指定管理者となります。ご協力とご理解をお願いします。

問い合わせ スポーツ推進課 ☎22-7910

## マンション共有部分のバリアフリー化工事に対する助成を実施

入居者の高齢化等に備えて実施する分譲マンション共用部分のバリアフリー化工事の費用を一部助成します。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 受付期間 4月14日～11月28日まで  
※ただし、予算の関係上年度途中で締め切る場合がありますのでご注意ください。
- 対象 1棟につき21戸以上の分譲の共同住宅(平成5年10月1日以降に建築された共同住宅で51戸以上のもおよび平成14年10月1日以降に建築された共同住宅で21戸以上のものを除く。)の管理組合
- 対象工事 廊下・階段などの段差の解消、手すりの設置、床のノンスリップ化、通路や開口部の拡幅、エレベーターの設置等のバリアフリー化工事
- 助成限度額 33万3,000円(助成対象額上限100万円につき3分の1助成)
- 申請方法 申請を希望される場合は、下記までご相談ください。

問い合わせ 住宅課 ☎38-2721

## マンション管理士・一級建築士等による住まいの相談

- 内容 分譲マンションでの理事会運営・管理規約の見直し・大規模修繕計画の策定についてなど
  - 相談方法
    - ◆市役所での面談(要予約)  
(毎月第1水曜日①午前9時30分～10時20分②午前10時30分～11時20分)
    - ◆管理組合への出張講座(要予約)
    - ◆メール相談(住宅課ホームページから「芦屋市住宅相談窓口」へリンク)など
- ※詳細については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課 ☎38-2721

## 大原町まちづくり協定の案を縦覧します

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

■縦覧件名 大原町まちづくり協定案(芦屋市住みよいまちづくり条例に基づくまちづくり協定) ■縦覧期間 4月2日～15日まで《平日・執務時間内》 ■縦覧場所 都市計画課(市役所北館3階) ■意見書 この案について、地区住民等は縦覧期間中に芦屋市長宛に意見書を提出することができます。意見書については、個人情報以外の内容を大原町まちづくり協議会へ送付した後、意見書に対する見解書が別途公表されます。 ■意見書提出先 上記の縦覧場所に提出してください。



## 都市再生整備計画の事後評価結果を公表します

市では、南芦屋浜地区において、都市再生整備計画に基づく事業を平成21年度から平成25年度にかけて実施しました。昨年11月に事後評価原案を公表しましたが、その後、芦屋市都市再生整備計画事業評価委員会の審議を経て、事後評価シートが完成しましたので公表します。

■公表期間 4月1日から事後評価のフォローアップ結果を公表するまで(6月30日)までの予定)※市役所での閲覧は、平日の執務時間内 ■公表場所 市ホームページおよび都市計画課(市役所北館3階)

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073

## 狂犬病予防注射と犬の新規登録

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

### ■狂犬病予防注射(集合注射)

日程	実施場所	実施時間
7日(月)	山手夢保育園前	午後1時10分～1時40分
	山麓公園	午後2時～2時30分
	奥池集会所前	午後2時50分～3時20分
8日(火)	津知公園	午後1時10分～1時40分
	呉川公園	午後2時～2時30分
9日(水)	打出集会所前	午後2時50分～3時20分
	岩園保育所前	午後1時10分～1時40分
	東芦屋公園	午後2時～2時30分
10日(木)	大栴公園	午後2時50分～3時20分
	中央公園	午後1時10分～2時
	親水中央公園	午後2時20分～3時20分

※従前の会場「南芦屋浜総合公園駐車場」を親水中央公園に変更しています。

※市内を巡回しているため予定時間で終了します。余裕をもってお越しください。

### ■手数料(1頭につき)

区分	登録済みの犬	新規登録する犬
予防注射料金	2,650円	2,650円
犬の登録手数料	—	3,000円
注射済票交付手数料	550円	550円
合計	3,200円	6,200円

### ■市内の動物病院(順不同)

病院名	住所	電話番号
フジタ動物病院	松ノ内町3-19	☎31-6500
芦屋動物病院	打出小椋町9-1	☎22-3961
飯盛動物病院	南宮町12-24	☎38-5554
野口動物病院	東山町2-6	☎32-1551
みや動物病院	宮川町5-16	☎35-1007
マール動物診療室	津知町2-21	☎22-1155
シエル動物病院	岩園町25-2	☎35-5751
スター動物病院	春日町12-4	☎35-1010
芦屋シーサイド動物病院	高浜町6-1・アステムショッピングプラザ2階	☎38-8610

### ◆今年度からの追加会場

【山麓公園】  
朝日ヶ丘町39番  
(市立芦屋病院東南)  
【打出集会所前】  
大東町17  
(市営大東町住宅内)  
【大栴公園】  
大栴町3  
【親水中央公園】  
南浜町6  
(潮声屋交流センター西)

### ◆注意事項

- ◆「狂犬病予防注射の案内通知」(本市で登録された犬の飼い主に送付済み)を、必ずご持参ください。案内通知がない場合は、当日会場が必要事項を記入していただきますので、接種の順番が前後することがあります。
- ◆注射の前には、必ず犬の健康状態を確認してください。
- ◆以前に、予防注射でアレルギーやけいれん発作を起こしたことがある犬・老犬(10歳以上)・妊娠犬・攻撃性のある犬などは、事前に動物病院でご相談ください。
- ◆予防接種を安全に行うため、飼い犬が暴れてもしっかりコントロールできるかたが付き添い、首輪が抜けないようにしてお越しください。(獣医師・会場事務員が犬をお預かりすることはありません。)
- ◆会場でふんをした場合は、飼い主が責任をもって後始末してください。
- ◆注射・登録は、左記の市内動物病院でも同一料金ですが、受診費用等は、ご確認ください。

## まちづくりに市民の参加を 都市計画審議会委員を募集します

芦屋市都市計画審議会委員の任期の満了に伴い、次期審議会委員を芦屋市都市計画審議会条例に基づき、市民のかたから募集します。

■資格 6月1日現在、市内に居住されている満年齢20歳以上の市民 ■募集1人 ■任期 6月1日から2年間 ■報酬 1日・11,200円(所得税含む)  
 ■応募方法 所定の応募用紙に必要事項(都市計画に関する作文あり。800字程度)を記入し、4月10日～24日までに、郵送(当日必着)または持参(平日・執務時間内)で下記へ\*メール不可\*応募用紙は、返却しません。 ■選考 都市計画審議会委員選考委員会で決定。結果は本人宛に通知します。

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073(〒659-8501 住所不要)

## 青少年問題協議会市民委員を募集します

本市の青少年の指導・育成・保護および矯正に関する総合的施策に関する調査・審議をするため、市民委員を募集します。

■資格 市内に居住する満20歳以上のかた ■募集 1人 ■任期 委嘱の日(5月下旬)から平成27年8月31日※平日の昼間に1回2時間程度(年4回)開催予定 ■報酬 条例の規定に基づく日額 ■応募方法 「今後10年間の青少年健全育成のあり方」についての作文(様式自由・800字程度)および履歴書を4月15日(火)までに下記へ郵送 ■選考 作文審査の後、面接の最終審査をして本人に通知

問い合わせ 青少年育成課 ☎22-0358(〒659-0072 川西町15-3)

## 「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました

市では、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(通称:市民マナー条例)」に基づき、生活環境の向上を図るためのさまざまな取り組みを行っていますが、この取り組みをより一層推進するため「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、市と市民・事業者が協働してさらなる取り組みを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 芦屋市市民マナー条例推進計画

基本理念に基づき、基本目標ごとに具体的な取り組みを実施します

- 【基本理念】 芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育て
- 【基本目標1】 <<知らせる>>  
美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう。
- 【基本目標2】 <<学ぶ>>  
マナーを守る美しい心を子どもの頃から育もう。
- 【基本目標3】 <<行動する>>  
市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう。
- 【基本目標4】 <<つなぐ>>  
市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう。

※芦屋市市民マナー条例推進計画書および概要版は、市ホームページ・市役所北館1階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナーでご覧になれます。

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

## 「平成26年度水質検査計画」を策定しました

水質検査計画の適正化や透明性を確保するため、水源の特性など本市の地域性を踏まえ、検査の地点・項目・頻度とその理由などを明記した「平成26年度水質検査計画」を策定しましたので公表します。  
 ※市ホームページに掲載するほか、水道工務課で公表・配布します。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2769